

令和8年度ふくしま旬の食材等活用推進事業 業務委託仕様書（案）

1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する、ふくしま旬の食材等活用推進事業を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙はこの仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業の目的

本事業では、幼少期から旬の県産食材と触れ合う機会を創出することにより、地産地消及び食育を一層推進するとともに、県産農林水産物の消費拡大を図ることを目的とする。県内の給食提供施設において、旬の県産食材を活用した給食メニュー及びそのメニューに基づく食育活動を行う機会を設けることで、県産農林水産物の地産地消及び食育の推進を図る。

3 事業概要

(1) 学校等給食の県産食材費支援

学校等給食のメニューに使用した県産食材費の支援に関すること。

ア 支援対象は、県内の小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所、認定こども園（国立及び県立を除く。）を対象に給食を提供する施設（以下「対象施設」という。）とすること。

イ 対象施設が考案した給食メニューを実際に提供するにあたり、県産食材を購入した際の費用に対して、甲が指定する実績報告及び必要書類を確認し、支援を行うこと。

ウ 支援を行う給食の対象は、令和8年7月1日から令和9年1月31日に提供されるものとする。

(2) 食育推進事例集の作成

食育推進活動に活動できる活動事例集の作成に関すること。

ア 給食メニューに関連した食育活動等の事例集を作成すること。

イ 乙は作成した事例集を紙媒体及びデジタル版により作成し、対象施設へ郵送等により配布すること。

4 業務委託の内容

(1) 学校等給食の県産食材費支援

ア 乙は、募集チラシ及び募集要項、応募用紙を甲と協議の上作成し、5月から6月にかけて対象施設（約1,300施設）に対し募集及び事業周知を郵送等で行う。乙は、募集の際に申込数によっては先着順になり得る旨を各対象施設に周知することとし、また、乙は申込状況を取りまとめ甲に共有すること。

イ 乙は、対象施設に在籍する園児・児童・生徒（以下「支援対象児童」とする。）延べ180,000人以上に支援することとし、支援上限人数を延べ200,000人とすること。

なお、支援対象児童数が延べ180,000人を下回る場合は、甲と協議の上、追加募集等を行うこと。

また、支援対象児童数が延べ200,000人を超えることが予想される場合は、甲と協議の上、対応措置を決めること。

ウ 対象施設への支援額は、支援対象児童1人当たり一律200円に、令和8年4月1日現在における各対象施設の在籍数の合計を乗じて算定するものとする。

なお、1施設当たりの支援回数は2回を上限とする。

また、この県産食材費の支援対象は、支援対象児童のみとし、先生等職員は除くものとする。

エ 支援の条件は、県産食材を5品目以上使用するものとし、そのうち主食については必ず県産の米や小麦を使用することとする。

ただし、主食を給食として提供せず、園児等が持参する施設においては、主菜や副菜として提供するものにおいて、県産食材を5品目以上使用することとする。

オ 支援対象となる県産食材とは、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 生鮮食材については、産地が領収書、納品書、パッケージ又は食品表示等から確認できるもの。

(イ) 調味料については、原材料が県内産であり、その産地が領収書、納品書、パッケージ又は食品表示等から確認できるもの。

(ウ) 加工品については、原材料のうちいずれかが県内産であり、その産地が領収書、納品書、パッケージ、又は食品表示等から確認できるもの。

(エ) その他、事務局と協議し、要件を満たすと認められたもの。

(オ) (ア) から (エ) を使用した事実が領収書や納品記録等で確認できるもの。

カ 本事業を活用して提供する給食メニューに、下記に定める「福島ならではの農林水産物・加工品」を使用することを推奨することとする。

(ア) 県産水産物及びそれを原材料とする加工品

(イ) 県産米粉・小麦粉・大豆及びそれらを原材料とする加工品

(ウ) GAP 認証農産物

(エ) 有機農産物・特別栽培農産物

(オ) GI 登録産品

(カ) 県内各地の伝統野菜

(キ) 福島県や県内市町村においてブランド認証・登録された農林水産物等

(ク) ふくしま満天堂に登録された6次化商品

キ 乙は、募集結果を甲に共有し、甲と協議の上、支援を行う対象施設を決定するとともに、その施設に支援決定通知を郵送またはメールにより送付すること。

ク 乙は、対象施設が提出する実績報告書及び必要書類を確認し、支援を行うこと。

ケ 乙は、支援した対象施設ごとに「活用された県産食材の種類」、「食育活動内容」等を取りまとめ、実績報告書として提出すること。

(2) 食育推進事例集の制作

ア 乙は(1)で考案された給食メニューに基づく食育活動の中から、甲と協議の上、

5 事例程度選定すること。

イ 乙は、選定した事例の取材等を実施するため、対象施設と調整を行うこと。

ウ 事例集は、給食提供施設関係者が行う食育活動及び給食メニュー考案の参考となる内容とし、令和7年度に実施した県産食材の使用に関するアンケート結果の内容を記載すること。

エ 乙は作成した事例集を1, 500部作成し、対象施設に郵送すること。

オ 乙は事例集のデジタル版を作成し、甲へ提供すること。

5 成果品

- (1) 実績報告書
- (2) 掲出物及び制作物

なお、各々の様式は、甲乙が協議の上、定めることとする。

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届（別記第1号様式）
- (2) 完了届（別記第2号様式）
- (3) 総括責任者通知書（別記第5号様式）
- (4) 再委託等に係る承認申請書（該当ある場合のみ提出）
- (5) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として専従させなければならない。

なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

8 関係機関との協議

乙は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上でこれを行うものとする。

9 作業等の打ち合わせ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打ち合わせを行うものとする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。